

『自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究報告書』（令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業、2024年3月）

【調査主体】

- NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク
 - 検討委員会委員長： 奥田知志（同法人理事長）
 - 検討委員会主任委員：垣田裕介（大阪公立大学教授）

【調査方法】

- アンケート調査（一時生活支援事業実施自治体、N=207）
- アンケート調査（自治体の生活保護担当課、N=410）
- ヒアリング調査（居住支援ニーズ等の特徴的な自治体、N=11）

調査結果②：実際に把握された居住支援ニーズ

- 既存統計では把握されないホームレス・住まい不安定者
 - 国の概数調査と、本調査（年間の生活保護申請ホームレス数）
 - A自治体（人口約60万人）：概数7人、年間の生活保護申請158人
 - B自治体（人口約25万人）：概数0人、年間の生活保護申請35人
 - 知人宅・ネットカフェ宿泊等の住まい不安定者も各地で多数
- 実際に把握された多様な居住支援ニーズ
 - 一時的な居住の場、緊急連絡先・保証人の確保、死後事務
 - 就労や債務、家計、障害福祉や保健医療等のニーズが複合
 - シェルターを求めて近隣の自治体から移動してきたケースも

調査結果①：居住支援ニーズの把握方法

- 緊急的な居所確保を要する生活困窮者は、一時生活支援事業の未実施自治体においても存在する
- 各自治体の多様なニーズ把握手法
 - 関連機関へのヒアリング・情報収集等
 - 相談を待つだけでなく、ネットカフェ等へのヒアリング、相談窓口連絡先記載のチラシを各所へ配布等のアウトリーチも
 - 他方で、居住支援ニーズを把握していない自治体も。理由は、把握する人員がいない、把握手法が分からない、把握してもニーズに対応できない等

調査結果③：居住支援ニーズへの対応策

- 複層的なアクターと多様なハウジング資源
 - 官民の複層的なアクター：生活困窮者自立支援や生活保護の機関、民間支援団体、「社会的不動産業者」等
 - 多様なハウジング資源：一時生活支援事業のシェルター、民間支援団体独自のシェルター、保証人不要のアパート等
- 生活困窮者自立支援や生活保護の制度の機能発揮の鍵
 - 緊急的な居所確保のニーズに対応しうる資源や仕組みがないと、これらの制度が十分に機能しないことが明らかに
 - 住まいは生活の要。居所の提供によって既存制度が十分かつ機動的に機能する